

	60歳前半の老齢厚生年金	老齢厚生年金																																																																									
支給開始年齢 支給資格短縮 特例	<p>■支給開始年齢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>定額部分</th> <th>報酬比例部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～ S16.4.1</td><td>60歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S16.4.2 ～ S18.4.1</td><td>61歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S18.4.2 ～ S20.4.1</td><td>62歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S20.4.2 ～ S22.4.1</td><td>63歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S22.4.2 ～ S24.4.1</td><td>64歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S24.4.2 ～ S26.4.1</td><td>---</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S26.4.2 ～ S28.4.1</td><td>---</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S28.4.2 ～ S30.4.1</td><td>---</td><td>61歳～</td></tr> <tr><td>S30.4.2 ～ S32.4.1</td><td>---</td><td>62歳～</td></tr> <tr><td>S32.4.2 ～ S34.4.1</td><td>---</td><td>63歳～</td></tr> <tr><td>S34.4.2 ～ S36.4.1</td><td>---</td><td>64歳～</td></tr> <tr><td>S36.4.2 ～</td><td>---</td><td>---</td></tr> </tbody> </table> <p>※女性は5年遅れ</p>	生年月日	定額部分	報酬比例部分	～ S16.4.1	60歳～	60歳～	S16.4.2 ～ S18.4.1	61歳～	60歳～	S18.4.2 ～ S20.4.1	62歳～	60歳～	S20.4.2 ～ S22.4.1	63歳～	60歳～	S22.4.2 ～ S24.4.1	64歳～	60歳～	S24.4.2 ～ S26.4.1	---	60歳～	S26.4.2 ～ S28.4.1	---	60歳～	S28.4.2 ～ S30.4.1	---	61歳～	S30.4.2 ～ S32.4.1	---	62歳～	S32.4.2 ～ S34.4.1	---	63歳～	S34.4.2 ～ S36.4.1	---	64歳～	S36.4.2 ～	---	---	<p>■支給資格短縮特例</p> <p>①厚年の中高齢特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～ S22.4.1</td><td>15年</td></tr> <tr><td>S22.4.2 ～ S23.4.1</td><td>16年</td></tr> <tr><td>S23.4.2 ～ S24.4.1</td><td>17年</td></tr> <tr><td>S24.4.2 ～ S25.4.1</td><td>18年</td></tr> <tr><td>S25.4.2 ～ S26.4.1</td><td>19年</td></tr> </tbody> </table> <p>③昭和5年4月1日以前生まれの者の特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>T15.4.2 ～ S2.4.1</td><td>21年</td></tr> <tr><td>S2.4.2 ～ S3.4.1</td><td>22年</td></tr> <tr><td>S3.4.2 ～ S4.4.2</td><td>23年</td></tr> <tr><td>S4.4.2 ～ S5.4.1</td><td>24年</td></tr> </tbody> </table> <p>②被用者年金制度期間の特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～ S27.4.1</td><td>20年</td></tr> <tr><td>S27.4.2 ～ S28.4.1</td><td>21年</td></tr> <tr><td>S28.4.2 ～ S29.4.1</td><td>22年</td></tr> <tr><td>S29.4.2 ～ S30.4.1</td><td>23年</td></tr> <tr><td>S30.4.2 ～ S31.4.1</td><td>24年</td></tr> </tbody> </table> <p>■旧厚年の適用者</p> <p>① T15.4.1以前生まれの者</p> <p>② S61.4.1において、旧法の老齢・退職を支給事由とする年金(国年・厚年の老齢年金、共済の退職年金)の受給権のある者</p>	生年月日	期間	～ S22.4.1	15年	S22.4.2 ～ S23.4.1	16年	S23.4.2 ～ S24.4.1	17年	S24.4.2 ～ S25.4.1	18年	S25.4.2 ～ S26.4.1	19年	生年月日	期間	T15.4.2 ～ S2.4.1	21年	S2.4.2 ～ S3.4.1	22年	S3.4.2 ～ S4.4.2	23年	S4.4.2 ～ S5.4.1	24年	生年月日	期間	～ S27.4.1	20年	S27.4.2 ～ S28.4.1	21年	S28.4.2 ～ S29.4.1	22年	S29.4.2 ～ S30.4.1	23年	S30.4.2 ～ S31.4.1	24年
生年月日	定額部分	報酬比例部分																																																																									
～ S16.4.1	60歳～	60歳～																																																																									
S16.4.2 ～ S18.4.1	61歳～	60歳～																																																																									
S18.4.2 ～ S20.4.1	62歳～	60歳～																																																																									
S20.4.2 ～ S22.4.1	63歳～	60歳～																																																																									
S22.4.2 ～ S24.4.1	64歳～	60歳～																																																																									
S24.4.2 ～ S26.4.1	---	60歳～																																																																									
S26.4.2 ～ S28.4.1	---	60歳～																																																																									
S28.4.2 ～ S30.4.1	---	61歳～																																																																									
S30.4.2 ～ S32.4.1	---	62歳～																																																																									
S32.4.2 ～ S34.4.1	---	63歳～																																																																									
S34.4.2 ～ S36.4.1	---	64歳～																																																																									
S36.4.2 ～	---	---																																																																									
生年月日	期間																																																																										
～ S22.4.1	15年																																																																										
S22.4.2 ～ S23.4.1	16年																																																																										
S23.4.2 ～ S24.4.1	17年																																																																										
S24.4.2 ～ S25.4.1	18年																																																																										
S25.4.2 ～ S26.4.1	19年																																																																										
生年月日	期間																																																																										
T15.4.2 ～ S2.4.1	21年																																																																										
S2.4.2 ～ S3.4.1	22年																																																																										
S3.4.2 ～ S4.4.2	23年																																																																										
S4.4.2 ～ S5.4.1	24年																																																																										
生年月日	期間																																																																										
～ S27.4.1	20年																																																																										
S27.4.2 ～ S28.4.1	21年																																																																										
S28.4.2 ～ S29.4.1	22年																																																																										
S29.4.2 ～ S30.4.1	23年																																																																										
S30.4.2 ～ S31.4.1	24年																																																																										
支給要件	<p>①60歳以上であること</p> <p>②1年以上の被保険者期間を有すること</p> <p>③老齢基礎年金の支給資格期間(保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間=25年以上)を満たしていること</p>	<p>①65歳以上であること</p> <p>②1ヶ月以上の被保険者期間を有していること</p> <p>③老齢基礎年金の支給資格期間(保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間=25年以上)を満たしていること</p>																																																																									
年金額	<p>■報酬比例部分(原則)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>報酬比例部分の額</th> <th>従前額保障</th> <th>物価スライド特例措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年4月1日以後</td> <td>被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{5.481}{1,000}$ × H15.4.1以後の被保険者期間の月数</td> <td>$\frac{5.769}{1,000}$</td> <td>法改正前(平成16年)の規定によって計算した額</td> </tr> <tr> <td>平成15年4月1日前</td> <td>被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{7.125}{1,000}$ × H15.4.1前の被保険者期間の月数</td> <td>$\frac{7.5}{1,000}$</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■報酬比例部分(昭和21年4月1日以前生まれの者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>報酬比例部分の額</th> <th>従前額保障</th> <th>物価スライド特例措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年4月1日以後</td> <td>被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{7.308 \sim 5.562}{1,000}$ × H15.4.1以後の被保険者期間の月数</td> <td>$\frac{7.692 \sim 5.854}{1,000}$</td> <td>法改正前(平成16年)の規定によって計算した額</td> </tr> <tr> <td>平成15年4月1日前</td> <td>被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{9.5 \sim 7.23}{1,000}$ × H15.4.1前の被保険者期間の月数</td> <td>$\frac{10 \sim 7.61}{1,000}$</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>●再評価率の改定</p> <p>毎年度、名目手取り賃金変動率(物価変動率×実質賃金変動率×可処分所得割合変化率)を基準として改定する。</p> <p>名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率の改定については、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が1を上回る場合は、1を基準とする。</p> <p>■定額部分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定額部分の額</th> <th>物価スライド特例措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,628円×改定率×被保険者期間の月数</td> <td>1,676円×被保険者期間の月数×スライド率</td> </tr> </tbody> </table> <p>■定額部分(昭和21年4月1日以前生まれの者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定額部分の額</th> <th>物価スライド特例措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,628円×改定率×1.875～1.032×被保険者期間の月数</td> <td>1,676円×被保険者期間の月数×スライド率</td> </tr> </tbody> </table> <p>■特例</p> <p>(障害者) 報酬比例部分相当の厚年受給権者が、次の要件に該当した場合は、特老厚の請求をすることができる。</p> <p>①被保険者でないこと</p> <p>②障害等級1～3級の障害状態にあること</p> <p>(長期加入者) 報酬比例部分相当の厚年受給権者が、次の要件に該当した場合は、特老厚が支給される。(請求いらない)</p> <p>①被保険者でないこと</p> <p>②被保険者期間(離婚時みなし被保険者期間を除く)が44年以上(=16歳～60歳まで44年間厚年に加入していた)</p> <p>(坑内員・船員) 坑内員+船員期間を合算して15年以上あるときは、特老厚が支給される。</p> <p>・被保険者期間の計算特例により3分の4倍又は5分の6倍しない、実際の被保険者期間が15年以上必要となる。</p> <p>・昭和41年4月1日以前に生まれた者について、生年月日に応じて、55～64歳に達したときに支給が開始される。</p>	期間	報酬比例部分の額	従前額保障	物価スライド特例措置	平成15年4月1日以後	被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{5.481}{1,000}$ × H15.4.1以後の被保険者期間の月数	$\frac{5.769}{1,000}$	法改正前(平成16年)の規定によって計算した額	平成15年4月1日前	被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{7.125}{1,000}$ × H15.4.1前の被保険者期間の月数	$\frac{7.5}{1,000}$		期間	報酬比例部分の額	従前額保障	物価スライド特例措置	平成15年4月1日以後	被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{7.308 \sim 5.562}{1,000}$ × H15.4.1以後の被保険者期間の月数	$\frac{7.692 \sim 5.854}{1,000}$	法改正前(平成16年)の規定によって計算した額	平成15年4月1日前	被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{9.5 \sim 7.23}{1,000}$ × H15.4.1前の被保険者期間の月数	$\frac{10 \sim 7.61}{1,000}$		定額部分の額	物価スライド特例措置	1,628円×改定率×被保険者期間の月数	1,676円×被保険者期間の月数×スライド率	定額部分の額	物価スライド特例措置	1,628円×改定率×1.875～1.032×被保険者期間の月数	1,676円×被保険者期間の月数×スライド率	<p>■報酬比例部分(原則)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>報酬比例部分の額</th> <th>従前額保障</th> <th>物価スライド特例措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年4月1日以後</td> <td>被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{5.481}{1,000}$ × H15.4.1以後の被保険者期間の月数</td> <td>$\frac{5.769}{1,000}$</td> <td>法改正前(平成16年)の規定によって計算した額</td> </tr> <tr> <td>平成15年4月1日前</td> <td>被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{7.125}{1,000}$ × H15.4.1前の被保険者期間の月数</td> <td>$\frac{7.5}{1,000}$</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■報酬比例部分(昭和21年4月1日以前生まれの者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>報酬比例部分の額</th> <th>従前額保障</th> <th>物価スライド特例措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年4月1日以後</td> <td>被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{7.308 \sim 5.562}{1,000}$ × H15.4.1以後の被保険者期間の月数</td> <td>$\frac{7.692 \sim 5.854}{1,000}$</td> <td>法改正前(平成16年)の規定によって計算した額</td> </tr> <tr> <td>平成15年4月1日前</td> <td>被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{9.5 \sim 7.23}{1,000}$ × H15.4.1前の被保険者期間の月数</td> <td>$\frac{10 \sim 7.61}{1,000}$</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>●基準年度以後再評価率の改定</p> <p>受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日の属する年の3年後の年(68歳)の4月1日の属する年度以後において適用される再評価率(基準年度以後再評価率)の改定については、物価変動率を基準とする。</p> <p>物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が1以上となるときは、名目手取り賃金変動率を基準とする。物価変動率が1を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が1を下回るときは、1を基準とする。</p> <p>■経過的加算</p> <p>65歳からの老齢基礎年金と老齢厚生年金の合算額が、60歳前半に支給していた特老厚の額より低くなる場合、当分の間、老齢厚生年金に加えてその差額が支給される経過的加算が行われる。</p> <p>経過的加算の額は、①の額(60歳前半の老齢厚生年金の定額部分の額)から②の額(厚年加入期間に係る老齢基礎年金の額)を控除した額(①の額-②の額)とされる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①の額(60歳前半の老齢厚生年金の定額部分の額)</th> <th>物価スライド特例措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,628円×改定率×被保険者期間の月数</td> <td>1,676円×被保険者期間の月数×スライド率</td> </tr> </tbody> </table> <p>②の額(厚年加入期間に係る老齢基礎年金の額)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>780,900円×改定率×$\frac{\text{昭和36年4月以後で20～60歳未満の厚年の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>■増額改定</p> <p>受給権を取得した当時、胎児であった子が出生したときは、その子は、その権利を取得した当時、その者と生計を維持していた子とみなされ、その出生月の翌月から年金額が改定される。</p> <p>■減額改定</p> <p>加算要件となっている配偶者又は子が、次のいずれかに該当するときは、その該当するに至った月の翌月から年金額が改定される。</p> <p>①死亡したとき</p> <p>②受給権者による生計維持の状態がやんだとき</p> <p>③配偶者が、離婚又は婚姻の取消をしたとき</p> <p>④配偶者が、65歳に達したとき</p> <p>⑤子が、養子縁組によって受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき</p> <p>⑥養子縁組による子が、離縁をしたとき</p> <p>⑦子(障害等級1・2級の子を除く)について、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき</p> <p>⑧障害等級1・2級の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く)について、その事情がやんだとき</p> <p>⑨子が、20歳に達したとき</p>	期間	報酬比例部分の額	従前額保障	物価スライド特例措置	平成15年4月1日以後	被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{5.481}{1,000}$ × H15.4.1以後の被保険者期間の月数	$\frac{5.769}{1,000}$	法改正前(平成16年)の規定によって計算した額	平成15年4月1日前	被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{7.125}{1,000}$ × H15.4.1前の被保険者期間の月数	$\frac{7.5}{1,000}$		期間	報酬比例部分の額	従前額保障	物価スライド特例措置	平成15年4月1日以後	被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{7.308 \sim 5.562}{1,000}$ × H15.4.1以後の被保険者期間の月数	$\frac{7.692 \sim 5.854}{1,000}$	法改正前(平成16年)の規定によって計算した額	平成15年4月1日前	被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{9.5 \sim 7.23}{1,000}$ × H15.4.1前の被保険者期間の月数	$\frac{10 \sim 7.61}{1,000}$		①の額(60歳前半の老齢厚生年金の定額部分の額)	物価スライド特例措置	1,628円×改定率×被保険者期間の月数	1,676円×被保険者期間の月数×スライド率	780,900円×改定率× $\frac{\text{昭和36年4月以後で20～60歳未満の厚年の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$												
期間	報酬比例部分の額	従前額保障	物価スライド特例措置																																																																								
平成15年4月1日以後	被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{5.481}{1,000}$ × H15.4.1以後の被保険者期間の月数	$\frac{5.769}{1,000}$	法改正前(平成16年)の規定によって計算した額																																																																								
平成15年4月1日前	被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{7.125}{1,000}$ × H15.4.1前の被保険者期間の月数	$\frac{7.5}{1,000}$																																																																									
期間	報酬比例部分の額	従前額保障	物価スライド特例措置																																																																								
平成15年4月1日以後	被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{7.308 \sim 5.562}{1,000}$ × H15.4.1以後の被保険者期間の月数	$\frac{7.692 \sim 5.854}{1,000}$	法改正前(平成16年)の規定によって計算した額																																																																								
平成15年4月1日前	被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{9.5 \sim 7.23}{1,000}$ × H15.4.1前の被保険者期間の月数	$\frac{10 \sim 7.61}{1,000}$																																																																									
定額部分の額	物価スライド特例措置																																																																										
1,628円×改定率×被保険者期間の月数	1,676円×被保険者期間の月数×スライド率																																																																										
定額部分の額	物価スライド特例措置																																																																										
1,628円×改定率×1.875～1.032×被保険者期間の月数	1,676円×被保険者期間の月数×スライド率																																																																										
期間	報酬比例部分の額	従前額保障	物価スライド特例措置																																																																								
平成15年4月1日以後	被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{5.481}{1,000}$ × H15.4.1以後の被保険者期間の月数	$\frac{5.769}{1,000}$	法改正前(平成16年)の規定によって計算した額																																																																								
平成15年4月1日前	被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{7.125}{1,000}$ × H15.4.1前の被保険者期間の月数	$\frac{7.5}{1,000}$																																																																									
期間	報酬比例部分の額	従前額保障	物価スライド特例措置																																																																								
平成15年4月1日以後	被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{7.308 \sim 5.562}{1,000}$ × H15.4.1以後の被保険者期間の月数	$\frac{7.692 \sim 5.854}{1,000}$	法改正前(平成16年)の規定によって計算した額																																																																								
平成15年4月1日前	被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{9.5 \sim 7.23}{1,000}$ × H15.4.1前の被保険者期間の月数	$\frac{10 \sim 7.61}{1,000}$																																																																									
①の額(60歳前半の老齢厚生年金の定額部分の額)	物価スライド特例措置																																																																										
1,628円×改定率×被保険者期間の月数	1,676円×被保険者期間の月数×スライド率																																																																										
780,900円×改定率× $\frac{\text{昭和36年4月以後で20～60歳未満の厚年の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$																																																																											
加給年金額	<p>■支給要件</p> <p>①年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上(20年)である者</p> <p>②受給権者が定額部分の支給開始年齢に達した当時(老齢厚年においては、権利を取得した当時)、その者によって生計を維持していた次のa.～c.のいずれかの者がいるとき</p> <p>a.65歳未満の配偶者 b.18歳年度末までの間にある子 c.20歳未満で障害等級1・2級の子</p> <p>※年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240未満であった時は、退職時改定により240以上となるに至った当時、加算要件に該当する配偶者又は子がある場合に、加給年金が加算される。</p> <p>■加給年金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>加給年金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>224,700円×改定率</td> </tr> <tr> <td>1・2人目の子</td> <td>224,700円×改定率(1人につき)</td> </tr> <tr> <td>3人目の子</td> <td>74,900円×改定率(1人につき)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※報酬比例部分相当のみの老齢厚年には加給年金額は加算されない。</p> <p>※配偶者の加給年金額には、受給権者の生年月日に応じ、特別加算が行われる。</p> <p>■特別加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給権者の生年月日</th> <th>特別加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和9年4月2日～昭和15年4月1日</td><td>33,200円×改定率</td></tr> <tr><td>昭和15年4月2日～昭和16年4月1日</td><td>66,300円×改定率</td></tr> <tr><td>昭和16年4月2日～昭和17年4月1日</td><td>99,500円×改定率</td></tr> <tr><td>昭和17年4月2日～昭和18年4月1日</td><td>132,600円×改定率</td></tr> <tr><td>昭和18年4月2日以後</td><td>165,800円×改定率</td></tr> </tbody> </table>	対象者	加給年金額	配偶者	224,700円×改定率	1・2人目の子	224,700円×改定率(1人につき)	3人目の子	74,900円×改定率(1人につき)	受給権者の生年月日	特別加算額	昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200円×改定率	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,300円×改定率	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,500円×改定率	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,600円×改定率	昭和18年4月2日以後	165,800円×改定率																																																						
対象者	加給年金額																																																																										
配偶者	224,700円×改定率																																																																										
1・2人目の子	224,700円×改定率(1人につき)																																																																										
3人目の子	74,900円×改定率(1人につき)																																																																										
受給権者の生年月日	特別加算額																																																																										
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200円×改定率																																																																										
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,300円×改定率																																																																										
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,500円×改定率																																																																										
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,600円×改定率																																																																										
昭和18年4月2日以後	165,800円×改定率																																																																										